

甲賀市監査委員条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方自治法の一部改正に伴い、同法の条文に条ずれが生じたことから、当該条文を引用する4つの条例を一括して改正するものです。

2 改正の概要

(1) 甲賀市監査委員条例の一部改正

地方自治法の引用条文箇所「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改正することとします。

【第1条関係】

(2) 甲賀市水道事業設置等に関する条例、甲賀市下水道事業設置等に関する条例及び甲賀市水口医療介護センター条例の全部を改正する条例の一部改正

地方自治法の引用条文箇所「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改正することとします。

【第2条～第4条関係】

(3) この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。

【付則関係】

3 その他

上位法の改正に伴う引用条文の改正のため、内容に変更はありません。